

消費税個別相談会のご案内

西宮税務署・西宮納税協会・西宮商工会議所

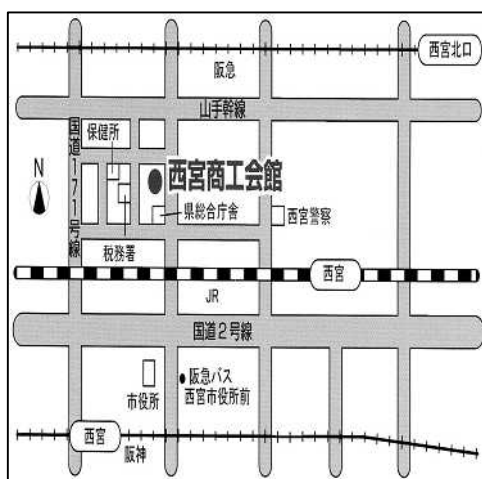
平成21年分の課税売上が1,000万円を超える事業者の方は、平成23年分より消費税の課税事業者となり、消費税の申告と納税が必要となります。

なお、平成22年分の課税売上が1,000万円を超える事業者の方は、平成24年分より消費税の課税事業者となります。



西宮商工会議所では、消費税の課税事業者の方などを対象とした個別相談会を下記のとおり開催いたしますので、この機会にぜひご相談（無料）下さるようご案内申し上げます。

日 時 平成23年11月28日(月)
 午後1時00分～4時30分
 場 所 西宮商工会館 2階大会議室
 (西宮市櫛塚町2-20)
 相談対応者 西宮税務署職員
 相談料は無料
 申込み 平成23年11月22日(火)まで
 (但し、定員になり次第、締め切ります)
 (先着順) FAXでお申込み下さい。
 (30分程度で予約制です)(西宮市内事業所のみ対応可)



*当日、帳簿及び前年の決算書又は収支内訳書等をご持参ください。

駐車場はございませんので、バス、電車等をご利用ください。

<お問合せ> 西宮商工会議所 中小企業相談所 福島・久保

TEL: 0798-33-1131 FAX: 0798-33-3288

< 消費税個別相談会申込書 >

| | | | |
|-----------------------|---|---------------|--|
| 事業所名 | | 参加者名 | |
| 住 所 | | 電話番号 | |
| 業 種 | | 申告区分 (青・白) | |
| 第一希望開始時刻に で困って下さい。 | 13:00、13:30、14:00、14:30、15:00、15:30、16:00 | | |
| 第二希望開始時間 に 困って下さい。 | 13:00、13:30、14:00、14:30、15:00、15:30、16:00 | | |

後日、相談時間等をご連絡いたしますので、電話番号は、連絡の取れる番号(携帯電話等)をご記入ください。本申込書にご記入いただいた個人情報については、参加者の把握など当事業の実施運営のために利用する他、当事業主催者が実施する商工業及び地域振興に関する各種事業の企画、運営、情報提供に用いることがあります。